

工事等に係る最低制限価格の設定基準

(目的)

第1条 この基準は、工事及び工事に伴う業務の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(建設工事に係る最低制限価格の設定基準)

第2条 建設工事に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、「予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額」とあるのは「工事価格に10分の9.2を乗じて得た額」と、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては「工事価格に10分の7.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額

ニ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 国土交通省が監修する公共建築工事積算基準により積算された工事については、前項中、「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費の額から現場管理費相当額を減じた額」と、「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費の額に現場管理費相当額を加えた額」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する現場管理費相当額については、明確に区分することが困難な場合、次の各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）とすることができる。

(1) 一般工事

直接工事費に10分の1を乗じた額

(2) 昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額

4 前3項の規定にかかわらず、特別なものについては、工事価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）に消費税及び地方消費税を加えた額とすることができる。

(工事に伴う業務に係る最低制限価格の設定基準)

第3条 工事に伴う業務に係る最低制限価格は、下表に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までの額（1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、その額が予定価格に同表⑤を乗じて得た額を超える場合にあつては、「予定価格算出の基礎となった同表①から④までの額の合計額」とあるのは「業務価格に同表⑤を乗じて得た額」と、予定価格に同表⑥を乗じて得た額に満たない場合は「業務価格に同表⑥を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、業務価格に10分の6から10分の8.1まで(測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で定める割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)に消費税及び地方消費税を加えた額とすることができる。

| 業務区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|------------------|---------|----------------------|-------------------------|-----------------------|---------|-------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 | — | 10分の8.2 | 10分の6 |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 10分の8.1 | 10分の6 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額 | 10分の8.1 | 10分の6 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 | 10分の8.5 | 3分の2 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額 | 10分の8.1 | 10分の6 |

附 則

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和6年5月1日以降に入札公告等を行う工事および工事に伴う業務から適用する。